

稲沢市部活動指導ガイドライン

令和 3 年 4 月
稲沢市教育委員会
稲沢市小中学校長会

部活動は、体力の向上や社会性の発達、人格の形成に大きく影響を及ぼすとともに生涯にわたって、スポーツや文化芸術等に親しむ基礎を育むという重要な役割を果たしています。一方で、教育現場が抱える課題が複雑化・多様化する中で、学校の部活動運営において様々な課題が生じています。

本市においては、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）、「部活動指導ガイドライン」（愛知県教育委員会）を踏まえ、学校における部活動が、今後とも児童生徒にとってより効果的で、かつ持続可能な活動であるための総合的な指針として「稲沢市部活動指導ガイドライン」を以下のように策定しました。

1 小中学校部活動の運営方針及び活動計画の周知

- (1) 入学説明会やPTA総会などの機会を通して、部活動の運営方針を示します。
- (2) 活動計画表を配付し、活動日や活動時間、活動場所を知らせます。

2 中学校部活動の休養日や活動時間の設定等

- (1) 土曜日・日曜日については、いずれかを休養日とし、活動する場合は、3時間程度とする。なお、大会への参加などにより、やむを得ず土曜日・日曜日に活動する場合は、代替休養日の確保に努める。
- (2) 長期休業中の週休日・休日は、原則休養日にする。
- (3) 始業前の活動については、補助的で最小限の活動とする。実施する場合は、その目的を明確にし、地域や学校、各部活動の実情に応じて適切な活動時間及び活動内容とする。また、通学に要する時間等を十分に考慮する。
- (4) 平日の午後の活動は、少なくとも週1日を休養日にする。
- (5) 日没30分前までに、下校できるようにする。夏季においても、下校時刻を遅くとも18時までとする。

※ なお、このガイドラインは、今後も教育委員会と学校が一体となって検討を進め、適切な部活動指導を推進していきます。